

意見公募手続の実施に関する規則

(目的)

第 1 条 本規則は、協会が定款及び定款第 8 条に基づく規則及び基準の制定、改正又は廃止（以下「規則改正等」という。）を行う場合に、その原案を公表し、広く一般から意見を公募することによって、決定プロセスの公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 本規則は、定款諸規則等（定款及び定款施行規則、自主規制規則その他の規則及びこれに基づく細則等）に関する規則改正等のうち、利用者又は発行者等に対して影響を及ぼすと考えられるものを対象とする。ただし、以下の場合については対象外とすることができる。

- (1) 法令等の改正等に伴い必要となる形式的な改正や軽微な修正等にとどまる場合
- (2) 利用者の保護、暗号資産交換サービス又は暗号資産関連デリバティブ取引サービスの健全性確保のために緊急に規則改正等を要すると考えられる場合

(意見公募手続の実施方法)

第 3 条 本規則に基づく意見公募手続（以下「意見公募手続」という。）は、対象となる定款諸規則等の制定改廃案（以下「規則改正等案」という。）について、事務局長の承認を受けた後、規則改正等案の趣旨・骨子、新旧対照表、規則改正等案に対する意見の提出方法及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見公募手続の実施に関する事項を協会ウェブサイトに掲載する方法により公表する方法により実施するものとする。

(意見提出期間)

第 4 条 意見提出期間は、規則改正等案を公表した日の翌日から起算して、原則として 20 日間以上とする。ただし、やむを得ない事情により意見提出期間を 20 日間以上確保できない場合は、その理由を公表することにより、意見提出期間を短縮することができる。

(意見の提出方法)

第 5 条 意見の提出は、原則として電子メール又は本協会ホームページに設置する専用フォームにより受け付けるものとする。ただし、あらかじめ事務局が認める場合には、その他の方法をもって行うことができる。

(意見提出方法の周知等)

第 6 条 協会は、意見公募手続を実施する場合には、当該意見公募手続の実施及び意見提出方法について周知するよう努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第7条 協会は、意見公募手続を実施して、規則改正等を行う場合には、意見提出期間内に提出された意見の内容を十分に考慮しなければならない。

(規則改正等の内容の公表)

第8条 協会は、意見公募手続を実施して規則改正等を行った場合には、当該定款諸規則等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表する。

- ① 定款諸規則等の公表日及び施行日
- ② 定款諸規則等の題名
- ③ 提出意見（提出意見がなかった場合はその旨）
- ④ 提出意見を考慮した結果及びその理由

2 協会は、提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除いて公表することができる。

3 協会は、意見公募手続を実施したにもかかわらず当該定款諸規則等を定めなかったこととした場合には、その旨（改めて公募を実施しようとする場合はその旨を含む。）及び理由を公表する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規則は、2018年12月25日から適用する。

附則（2020年6月5日決議）

この規則は、2020年6月5日から適用する。

附則（2026年8月31日決議）

この規則は、2026年9月1日から適用する。